

## 公 欠 届

教員名	授業科目名	曜日・時限

※ 行が足りない場合は、追加で公欠届を記載してください。

学籍番号	
学部	
学年	
氏名	

私は、下記の事由で授業に出席できません（でした）ので欠席扱いにされませんようご了承ください。

## 記

## 1. 事由（該当の口に✓を入れること）

- 学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症に感染した（おそれ）
- 気象警報・交通機関の運休等により通学が困難であった
- 親族の死亡（親族の続柄\_\_\_\_\_）
- 裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された
- 教育実習・介護等体験への参加（実習校又は実習機関名\_\_\_\_\_）  
（教育実習・介護等体験に係る事前指導、打ち合わせ、移動日は除く。）
- その他学長が必要と認める場合（事由：\_\_\_\_\_）

## 2. 公欠となる期間

西暦 年 月 日（ ）～西暦 年 月 日（ ）

## 公欠届を提出された先生へ

本用紙に教務課の認印がついてあるものによって公欠を申し出た学生は、本学「東京外国語大学大学院・学部における授業の欠席の取扱いに関する申合せ」で定められた公欠の事由に該当すると認められた学生です。恐れ入りますが上記「2」の期間は授業に欠席したとはみなさないものとして取り扱い願います。

なお、「東京外国語大学大学院・学部における授業の欠席の取扱いに関する申合せ」では、一の授業科目について、公欠扱いとすることができる回数は、原則として、当該授業科目の授業回数の4分の1を超えることができないものと定めています。

（教務課）

教務課認印

(公欠)

第 3 条 本学の学生が、次の各号に掲げる事由により、やむを得ず授業を欠席する場合は、これを公欠として取り扱う。

- (1) 学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症に感染した場合、又は感染したおそれがある場合
- (2) 気象警報・交通機関の運休等により通学が困難であると認められた場合
- (3) 親族が死亡した場合
- (4) 裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合
- (5) 教育実習・介護等体験に参加する場合（教育実習・介護等体験に係る事前指導、打ち合わせ、移動日は除く。）
- (6) その他学長が必要と認める場合

別表 1（第 3 条関係）

区分	事由	公欠期間	必要書類等	必要書類等の提出先	必要書類等提出後の手続
第一号	学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症に感染した場合、又は感染したおそれがある場合	診断書等に記入されている出席停止期間	医療機関発行の「診断書」または「治癒証明書」等	教務課	教務課で受領印が押された公欠届を、授業担当教員に学生各自が提示すること。
第二号	気象警報・交通機関の運休等により通学が困難であると認められた場合	事由により出講が不可能であった時限	駅発行の遅延証明書等（本学ホームページに掲載する全学休講期間については手続不要）	教務課	
第三号	親族が死亡した場合（配偶者及び 1 親等、2 親等の親族の死亡）	配偶者及び 1 親等の親族の場合は、葬儀が行われた日を含む連続 7 日間（休日を含む）	会葬礼状等	教務課	
		2 親等の親族の場合は、葬儀が行われた日を含む連続 3 日間（休日を含む）			
第四号	裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合	裁判員候補者として、裁判員選任手続のために裁判所に行った場合は半日程度	裁判所からの通知書等	教務課	
		裁判員として選任され、裁判（公判、評議、評決等）に参加する期間			
第五号	教育実習・介護等体験に参加する場合	教育実習・介護等体験に参加する期間（教育実習・介護等体験に係る事前指導、打ち合わせ、移動日は除く）	不要	教務課	

※ 第 3 条に定められた公欠事由が生じた場合は、公欠事由解消後、速やかに所定の手続きを行うこと。各号とも本学所定の「公欠届」の提出が必要となるので注意すること。公欠届は本部管理棟 1 階での窓口配付の外、本学ホームページ上からもダウンロードが可能である。

(一授業科目あたりの公欠の制限)

第 6 条 一の授業科目について、公欠扱いとすることができる回数は、原則として、当該授業科目の授業回数の 4 分の 1 を超えることができないものとする。